香川県特別高圧電気料金高騰対策事業支援金 概要

(令和5年10月分~令和6年4月分)

電気料金高騰の影響を受けている特別高圧契約で受電する中小企業等の負担を軽減するため、電気料金の一部を助成するものです。

支給対象等

| 文 桁 刈 豕 寺 | |
|-----------|--|
| 支給対象者 | 次のいずれかに該当すること※ 1 ① 県内に所在する事業所において、特別高圧の電力契約により電力供給を受けている中小企業 ② 特別高圧の電力契約により電力供給を受けている県内の商業施設等に入居する中小企業、その他の法人、個人事業主 |
| 支給対象期間・ | 【支給対象期間】 令和5年10月使用分(11月検針分)~令和6年4月使用分(5月検針分) 【支給要件】 申請日時点において県内で事業を行っており、今後も県内で事業を継続する意思を 有すること。 |
| 支給額 | 使用電力量に応じて、下記の単価により支給 令和5年10月使用分(11月検針分)~令和6年4月使用分(5月検針分) 1.8円/kWh |
| 必要書類 | ① 申請書 ② 法人の場合:履歴事項全部証明書の写し 個人事業主の場合:税務署に提出した直近の確定申告書類の写し及び本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)の写し ③ 特別高圧の電力契約により電力供給を受けていることが確認できる書類(商業施設等に入居する者である場合、入居している商業施設等の特別高圧の電力契約が確認できる書類及びその者が入居していることが確認できる書類)(例 電力会社からの請求書の写し、入居契約書の写し等) ④ 使用電力量(実績値)が確認できる書類(例 電力会社からの請求書の写し、商業施設等からの請求書の写し等) ⑤ 支援金の振込口座の通帳等の写し ⑥ 誓約書 ● ②③⑤は令和5年1月使用分~9月使用分の申請で提出済みの場合は、省略可能 |

※1 中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者とします。

ただし、以下のいずれかに該当する事業者は、支援金の支給対象となりません。

- ・法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- みなし大企業
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2/3 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めている中小企業者
 - ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①~③に該当する中小企業が所有している中小企業者
 - ⑤ ①~③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

申請期間

- ①令和5年10月使用分(11月検針分)~12月使用分(令和6年1月検針分)の電気料金 令和6年1月25日(木)~令和6年2月29日(木)
- ②令和6年1月使用分(2月検針分)~4月使用分(5月検針分)の電気料金 令和6年5月27日(月)~令和6年6月28日(金)

ただし、①の申請期間中に申請ができなかった場合は、②の申請期間中に①と②の電気料金を一括して申請することも可能です。

※ 申請方法、申請書送付宛先は令和6年1月25日(木)に特別高圧電気料金高騰対策支援金事務局のホームページ(https://kagawa-denkishien.com)又は香川県のホームページに掲載する予定です。

申請受付要項、申請書等の入手方法

申請受付要項、申請書等の様式は、令和6年1月25日(木)に特別高圧電気料金高騰対策支援金事務局のホームページ(https://kagawa-denkishien.com)又は香川県のホームページに掲載する予定ですので、ダウンロード・印刷してご利用ください。

なお、紙の申請受付要項、申請書等は次の場所で令和6年1月25日(木)から配布する予定です。

- · 県庁本館 · 東館受付
- 各県民センター(東讃・小豆・中讃・西讃)
- ・県内各市町の商工担当課

※配布場所ではお問合せに対応しておりませんので、ご質問等は下記コールセンターまでお願いします。

問い合わせ先

ご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

特別高圧電気料金高騰対策支援金コールセンター

開設期間:令和6年1月25日(木)~6月28日(金)

9時~17時30分(平日のみ)